

## 令和8年度大阪府認定調査員研修(新規研修) 受講の手引き

本研修は、e ラーニング形式で実施します。インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」を利用して、都合のよい時間帯に各自で教材学習を進めていただきます。

下記の記載事項をよくお読みいただいたうえで、研修にお申込みください。

### <受講の手引き 目次>

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1. 研修の概要 .....                         | 2  |
| 2. 研修受講のながれ.....                       | 3  |
| (1)受講申込手続 .....                        | 3  |
| (2)申込内容・資格証等の確認(大阪府) .....             | 4  |
| (3)受講承認通知(大阪府) .....                   | 5  |
| (4)テキストの準備 .....                       | 5  |
| (5)学習の開始 .....                         | 5  |
| (6)理解度テスト .....                        | 5  |
| (7)修了証明書の発行(大阪府) .....                 | 5  |
| 3. インターネット環境のない方 .....                 | 6  |
| 4. その他 .....                           | 6  |
| 別紙 1:令和 8 年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領 ..... | 7  |
| 別紙 2:承認メール、修了証明書発送時期のめやす .....         | 9  |
| 別紙 3:冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて .....      | 10 |
| 別紙 4:e ラーニングシステムの動作環境 .....            | 14 |

#### 【問い合わせ先/書類等の提出先/認定調査員テキストの受取場所】

大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 利用者支援グループ  
認定調査員研修担当

電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500

受付時間:平日午前9時 30 分から午後5時30 分まで

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 大阪府庁別館7階

<[大阪府庁別館へのアクセス](#)>

・Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3 番出口から約 400 メートル

・Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A 出口から約 270 メートル

★テキストの受取り、証の写しの提出等で大阪府庁にお越しいただく場合は、  
ご案内の都合上、午後 5 時までにお願いします。

## 1. 研修の概要

### (1) 実施期間(第2期)

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 受講申込期間 | 令和8年9月24日(木)から令和9年2月28日(日)まで |
| 受講期間   | 令和8年10月1日(木)から令和9年3月12日(金)まで |

### (2) 受講費用

無料。ただし、介護支援専門員の方で「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」の郵送を希望する場合は、返信用レターパック(ライト【青】430 円分 or プラス【赤】600 円分)の送付が必要。(詳細については、10 ページをご確認ください。)

### (3) カリキュラム

[別紙1「令和8年度大阪府認定調査員研修\(新規研修\)実施要領」](#)のとおり

### (4) 受講対象者

本研修の受講対象者は、下記の1から3に該当する方であって、府内市町村等で新規に認定調査に従事される方(予定を含む)です。

#### 1. 介護支援専門員

#### 2. 府内市町村の職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む)

#### 3. 府内指定市町村事務受託法人(府内9法人)の職員※

＼1 介護支援専門員の方はさらに次の要件に該当していることを確認してください／

#### A: 大阪府登録の介護支援専門員

- 介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。
- 申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。

#### B: 大阪府以外の都道府県登録の介護支援専門員

- 介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。
- 申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。
- 現に大阪府内の居宅介護支援事業所等に勤務しており、認定調査に従事する予定があること。

★認定調査員研修(新規研修)を一度修了すれば、認定調査に従事することが可能です。

※第1回から第5回までの大阪府介護支援専門員実務研修を修了された方は、実務研修のカリキュラムに認定調査員研修の項目が含まれていたため、本研修を受講する必要はありません。

※他の都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了された方は、本研修を受講する必要はありません。

#### ※3 府内指定市町村事務受託法人(府内9法人)とは？

介護保険法第24条の2に基づき、保険者(市町村)から保険者事務の一部を受託して実施する法人として都道府県が指定した法人のことです。

次のWAM NET のページから「要介護認定調査事務受託法人一覧」の「大阪府」をご確認ください。

[【WAM NET】指定市町村事務受託法人](#)

### (5) 受講にあたっての注意事項

本研修は、以前は会場に集合していただき開催していましたが、令和5年度からは都合のよい時間帯に各自で教材学習を進めていただけるよう、eラーニング方式を採用しております。

また動画教材には、視聴したい箇所を繰り返して見ていただけるよう、速度設定・巻き戻し、スキップなどの機能を備えています。(スキップは受講済みの動画に限る)

教材ごとの受講回数、演習・理解度テストへの回答内容はシステム上に記録されており、正式な修了証を郵送で交付する前に、ある程度確認させていただいております。

## 2. 研修受講のながれ



※本研修は、大阪府において申込情報等を確認後、受講承認通知を受けないと研修を開始できません。申込後、すぐに開始できるものではありませんので、手続方法や手続に係る期間等についてご留意ください。

※受講対象者によって、「研修受講のながれ」の各手続きの手法が異なります。

- ・介護支援専門員の方は、**(A)一般の介護支援専門員の方**をご確認ください。(次の B 以外の方が対象)
- ・市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方は、**(B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方**をご確認ください。

### (1) 受講申込手続

#### (A)一般の介護支援専門員の方

① 次の e ラーニングシステムの申込フォームにアクセスし、受講者情報を登録する。

- ・ e ラーニングシステムの申込フォームの URL または、QR コードはこちら  
[https://biz.n.study.jp/external/user\\_regist.aspx?k=ZiMY2oT6IXWMe9gVl7MDZQKTfez32SAHg%2bYVypGfy1%2bHFKmRh5No9Ce01TvQLE](https://biz.n.study.jp/external/user_regist.aspx?k=ZiMY2oT6IXWMe9gVl7MDZQKTfez32SAHg%2bYVypGfy1%2bHFKmRh5No9Ce01TvQLE)
- ・ 上記 URL は大阪府公式ホームページ「大阪府認定調査員研修(新規研修)」上にも記載。  
(4)受講申込手続きの次の青いアイコンをクリックするとつながります。



**大阪府認定調査員(新規研修)お申込みはこちらをクリック**

(大阪府公式ホームページの検索方法)

大阪府庁トップページ⇒キーワードから探す⇒キーワード検索欄に「認定調査員研修」と入力  
またはページ ID 検索欄に「5552」と入力し【検索】をクリック

- ・ 登録の際は、必要に応じて別冊「大阪府認定調査員研修【新規研修】「e ラーニングシステム」受講申込み方法」を参照してください。
- ・ 電話や書面による申込みは受付けておりません。  
インターネット環境のない方は、7 ページ「3.インターネット環境のない方」をご確認ください。

#### <注意事項>

- ・ **受講申込の際は、受講希望者1名につき1つのメールアドレスが必要になります。**  
複数の受講者が同じメールアドレスを登録することはできません。  
**※特に法人や事業所のメールアドレスのご使用はお控えください。**
- ・ ドコモ、au、ソフトバンク等の各携帯通信事業者が提供するメールアドレス(以下、キャリアメール)では、迷惑メール設定の状況により「e ラーニングシステム」から送信されるメールを受け取れないことがあります。  
なるべくキャリアメール以外のメールアドレスを登録していただくか、キャリアメールを登録する場合は、申込登録後に次の(2)申込受付/本登録のメールが届いているか必ず確認してください。

#### ② 申込受付/本登録

- ・ 受講申込後、直ぐに登録したメールアドレスあてに「研修受講申込みの受付及び研修受講前手続きについて」のメールが届きますので、本登録のための URL をクリックして登録を完了してください。

本メールの他、今後システムから送付するメール送信元アドレスは次のとおりです。

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 送付元アドレス | 大阪府介護支援課認定調査員研修担当<noreply@digital-knowledge.co.jp> |
|---------|----------------------------------------------------|

- 登録後、数時間を過ぎても通知が届かない場合は、次の原因が考えられます。

| 原因                         | 対応                                                                |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 通知のメールが迷惑メールフォルダ等に振り分けられた。 | 受信フォルダ以外のフォルダに誤って入っていないかご確認ください。                                  |
| 受講申込時に携帯キャリアメールを登録した。      | ログイン ID の通知メールが、迷惑メールと判定され、受信拒否された可能性があります。申込番号を手元に用意して、お問合せください。 |
| 受講申込時に誤ったメールアドレスを入力した。     | 再度、正しいメールアドレスで入力してください。                                           |

- 個人のパスワードは大阪府では管理していません。
- ログイン ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。
- パスワードを忘れた場合は、ログイン画面からご自身で確認してください。

### ③ 受講者情報登録及び介護支援専門員証(写し)の提出 ※③を行わなければ受講承認されません。

- ②申込受付/本登録で届いた「研修受講申込みの受付及び研修受講前手続きについて」のメールに記載されている e ラーニングシステムの URL にログインし、受講者情報等を登録してください。
- 登録には有効期間内の介護支援専門員証(写し)が必要です。
- 証(写し)の提出方法は、下記の3通りです。
  - 1)データを e ラーニングシステムでアップロードする  
(介護支援専門員証を撮影した画像や PDF 等のデータ)
  - 2)郵送する
  - 3)窓口へ持参する

**郵送で提出する場合**  
〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階  
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

**窓口へ持参する場合**  
上記、住所へ平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分までにお越しください。
- データをアップロードされた場合は、受講者あてに「確認書類の受領」メールが届きます。2)及び 3)で提出された場合、メールは送付されません。
- e ラーニングシステムで郵送又は持参を選択された方は、なるべく早く大阪府に到着するよう作業してください。(資料が確認できないと受講承認ができません。)

### (B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方

- 各市町村の要介護認定担当課あてに研修受講申込方法を案内しており、各市町で取りまとめの上、大阪府にお申込みいただくこととしていますので、受講希望の方は所属市町村や事務委託元市町村のご担当者様に直接ご確認ください。
- 市町村事務受託法人の職員の方については、お申込みの際に以下の書類が必要ですので、事務委託元市町村の担当者に提出してください。
  - 介護支援専門員の場合
    - ・ 介護支援専門員証の写し
  - 規則第 113 条の2第一号又は第二号に規定される者であって、介護に係る実務経験が5年以上に該当する者の場合
    - ・ 指定市町村事務受託法人が認定調査員として採用するとき(又は市町村が委託するとき)に認定調査員の要件に該当することを確認した書類の写し

### (2) 申込内容・資格証等の確認 (大阪府)

- 登録または提出された情報及び書類に不備がある場合は、個別にメールやお電話でご連絡しますのでご対応ください。
- 介護支援専門員証の交付申請中などで手元にない場合は、原則として、新しい証を取得してから申込手続きを行ってください。
- 認定調査員研修を早く受講しなければならないご事情がある場合は、本受講の手引き 1 ページに記載の【問い合わせ先】までご連絡ください。

### (3) 受講承認通知（大阪府）

受講承認は、2週間に1回行っています。受講申込のタイミングによって、申込から通知までに、最短4日間から最長 18 日間かかります。（年末の場合は最長 19 日）具体的な日程は、[別紙2「承認メール・修了証明書発送時期のめやす」](#)をご確認ください。

#### (A)一般の介護支援専門員の方

- ・ 受講承認通知は、ご登録いただいたメールに届きます。件名は「受講承認のご連絡について」です。
- ・ メール本文に記載の URL にログインして、研修の受講を開始してください。

#### (B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方

- ・ 大阪府で受講者情報を「e ラーニングシステム」に登録後、e ラーニングシステムにログインするためのログイン ID、パスワード、URL を各市町村の要介護認定担当課あてに通知（返信）します。
- ・ ログイン ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。
- ・ ID 及びパスワードは変更できません。忘れた場合は各市町村の要介護認定担当にご確認ください。

### (4) テキストの準備

研修では「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」を使用します。

#### (A)一般の介護支援専門員の方

- ・ 「e ラーニングシステム」の「認定調査員研修」の中にテキストの PDF 版を掲載していますので、学習を始める前にデータをダウンロードしてください。
- ・ データを印刷した冊子（B5 判）が必要な方は、[別紙 3「冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて」](#)をご確認ください。

#### (B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方

- ・ 受講承認通知後に冊子（B5 判）を各市町村要介護認定担当課あてに送付しますので、ご活用ください。

### (5) 学習の開始

- ・ インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」にログインして、掲載されている教材（動画・テキスト）を受講します。必要に応じて、別冊「「e ラーニングシステム」受講画面操作方法」を参照してください。
- ・ 動画やテストは、中断、再開、履歴を確認することができます。受講期間最終日までに、すべての教材を受講してください。また、繰り返し受講することもできます。
- ・ 通信料は受講者の負担です。Wi-Fi 等のインターネット接続環境がなく、モバイルデータ通信を利用される場合は、多大な通信費がかかることもありますのでご注意ください。

### (6) 理解度テスト

- ・ すべての教材の受講を完了すると「理解度テスト」が受けられます。
- ・ 「理解度テスト」に合格したことをもって、研修修了を認めます。合格基準は、正答率 100%（全問正解）です。合格するまで、繰り返し受検することが可能です。

### (7) 修了証明書発行（大阪府）

- ・ 「理解度テスト」に合格すると、「e ラーニングシステム」のトップ画面に表示されている「認定調査員研修」にチェックマークが付き、受講状況が【受講修了】となります。（画面のチェックマークにカーソルを持っていくと「受講修了」と表示されます。）また、画面上の「修了証」のマークをクリックできるようになり、クリックすると仮発行の修了証を表示・印刷することができます。
- ・ 後日改めて、受講申込時に登録した送付先あてに、正式な修了証明書を郵送します。修了証明書は、保険者（市町村）から認定調査を受託する際に必要です。**再発行は行いませんので、大切に保管してください。**
- ・ 修了証明書の郵送は、2週間に1回行っています。修了のタイミングによって、郵送までに最短4日

間から最長 18 日間かかります。(年末の場合は最長 25 日)具体的な日程は、[別紙2「承認メール・修了証明書発送時期のめやす」](#)をご確認ください。

- ・ お手元に届きましたら、記載内容(氏名・介護支援専門員番号)に誤りがないか、必ず確認してください。
- ・ 修了証明書は、保険者(市町村)から認定調査を受託する際に必要です。再交付はいたしませんので、大切に保管してください。
- ・ 「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講修了】と表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、市町村とご相談のうえご対応ください。

### 3. インターネット環境のない方

「e ラーニングシステム」で受講するためのインターネット環境、パソコンを会場に用意いたします。事前にお申込みのうえ、会場にて受講いただきますようお願いいたします。

#### (1) 開催日程及び申込期限

| 開催日程             | 申込期限                        |
|------------------|-----------------------------|
| 令和8年 11 月 5 日(木) | 令和 8 年 10 月 23 日(金)午後 5 時まで |
| 令和8年 11 月 6 日(金) |                             |
| 令和9年 2 月 24 日(水) | 令和 9 年 2 月 10 日(水)午後 5 時まで  |
| 令和9年 2 月 25 日(木) |                             |

★いずれの開催日程も、受講時間は午前 9 時 30 分から午後5時まで。

#### (2) 受講申込方法

下記にお電話ください。氏名、介護支援専門員番号、ご連絡先をお伺いします。

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ 認定調査員研修担当  
電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500  
受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

#### (3) 会場

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 会議室  
(大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 6 階)

#### (4) 注意事項

- ・ 定員は各日程2名です。申込みは先着順とします。
- ・ 用意できるパソコンの数には限りがございます。インターネット環境等がなく、申込み・受講ともにインターネットでは行えない方を優先させていただきます。
- ・ 各日程の受講時間中に「理解度テスト」に合格し修了した場合に限り、後日郵送にて修了証明書を送付します。時間内に修了できなかった場合でも、時間延長や実施日の振替には対応いたしかねます。また、ご自宅等に持ち帰って続きから受講することもできませんので、研修の受講には概ね合計 5.5 時間要することから、受講日はなるべく午前中に来て受講してください。

### 4. その他

- ・ 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了していない場合は、認定調査に従事することができません。
- ・ 受講申込時に収集した個人情報は、個人情報関連法令を順守し、大阪府による研修調整事務及び市町村からの受講歴に関する問い合わせ以外には使用しません。
- ・ 「e ラーニングシステム」の操作方法については、それぞれお示しした操作マニュアル等を参照してください。なお、大阪府に対して基本操作方法以外の技術的なお問合せをいただきましても、お答えいたしかねます。
- ・ 各受講者に割り当てられた「e ラーニングシステム」のログイン ID 等のアカウント情報は、受講期間終了後、大阪府が別途定める時期に削除されます。

## 令和 8 年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領

## 1 目的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護認定等」という。)における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

## 2 実施方法及び実施期間

e ラーニング方式で実施する。

受講者は、下記の実施期間中に e ラーニングシステム上で規定のカリキュラムを受講すること。

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| 受講申込期間 | 令和 8 年 9 月 24 日(木)から令和 9 年 2 月 28 日(日)まで |
| 受講期間   | 令和 8 年 10 月 1 日(木)から令和 9 年 3 月 12 日(金)まで |

## 3 カリキュラム

| 内容                                                                                                                         | 教材                                                                                                                                            | 学習に要する時間<br>(計 5.5 時間程度)                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| I 要介護認定等に関する基本的な考え方<br>・要介護認定等に関する手続きの一連の流れ<br>・要介護認定等基準の基本的な考え方<br>・要介護認定等基準時間の設定方法<br>・一次判定の基本的な考え方<br>・二次判定の方法とその基本的考え方 | 第 1 章 認定調査の基本的な考え方<br>(1)要介護認定と認定調査の考え方<br>(2)基本調査と特記事項                                                                                       | 動画視聴 9 分<br>動画視聴 13 分                                                                |
|                                                                                                                            | 第 2 章 3 つの評価軸<br>(1)能力で評価する調査項目<br>(2)介助の方法で評価する調査項目<br>(3)有無で評価する調査項目                                                                        | 動画視聴 10 分<br>動画視聴 15 分<br>動画視聴 10 分                                                  |
|                                                                                                                            | 第 3 章 介護認定審査会の手順と特記事項の書き方<br>(1)認定調査と介護認定審査会の関係<br>(2)一次判定の修正・確定<br>(3)二次判定<br>(4)介護認定審査会として付する意見<br>(5)審査会事務局の役割                             | 動画視聴 3 分<br>動画視聴 5 分<br>動画視聴 9 分<br>動画視聴 3 分<br>動画視聴 2 分                             |
|                                                                                                                            | 第 4 章 一次判定ソフトの役割と仕組み<br>(1)一次判定ソフトの役割<br>(2)一次判定ソフトの仕組み<br>(3)一次判定ソフトのロジック                                                                    | 動画視聴 4 分<br>動画視聴 5 分<br>動画視聴 4 分                                                     |
|                                                                                                                            | 第 5 章 認定調査の実施方法<br>(1)3 つの評価軸・座位保持<br>(2)歩行<br>(3)立ち上がり<br>(4)えん下・短期記憶・移乗<br>(5)移動<br>(6)食事摂取・排尿・口腔清潔等・麻痺<br>(7)麻痺・拘縮・ひどい物忘れ・特別な医療<br>日常生活自立度 | 動画視聴 10 分<br>動画視聴 6 分<br>動画視聴 6 分<br>動画視聴 16 分<br>動画視聴 7 分<br>動画視聴 21 分<br>動画視聴 12 分 |
|                                                                                                                            | 第 6 章 平成 27 年度重点講座                                                                                                                            | 動画視聴 18 分                                                                            |
|                                                                                                                            | 第 7 章 認定調査の実施及び留意点                                                                                                                            | 動画視聴 22 分                                                                            |
|                                                                                                                            | 第 8 章 障がい特性の理解と認定調査時の配慮事項<br>障がい特性の理解と認定調査時の配慮事項①<br>〃 ②                                                                                      | 動画視聴 30 分<br>動画視聴 60 分                                                               |
|                                                                                                                            | 第 9 章 障がい理解ハンドブック<br>「ほんま、おおきに!!-ひろげようこころの輪」                                                                                                  | 資料閲覧 5 分<br>(目安)                                                                     |
|                                                                                                                            | 第 10 章 具体的な特記事項の書き方                                                                                                                           | 演習 20 分(目安)                                                                          |
| IV 事例検討<br>・特記事項の書き方の演習                                                                                                    | 第 11 章 理解度テスト                                                                                                                                 | 演習 20 分(目安)                                                                          |
| V 理解度テスト                                                                                                                   |                                                                                                                                               |                                                                                      |

#### 4 研修修了

本研修の全課程を受講し、かつ理解度テストの正答率が 100%に達した者を修了者として認める。  
なお、理解度テストは正答率が 100%に達するまで繰り返し受検することができる。

#### 5 研修修了者の登録

大阪府は、修了者について名簿を管理する。また、本研修修了者には、修了証明書を発行する

## 別紙 2:承認メール、修了証明書発送時期のめやす

## ■承認メール・修了証明書発送時期のめやす

- 【受講申込手続】を行った方には、大阪府からの受講承認メール受信後に、e ラーニングを受講することが可能です。
- すべての教材を受講し修了した方には、大阪府から修了証明書を発行し普通郵便で郵送します。
- 承認メール、修了証明書の発送は、2週間に1回行っています。具体的な日程は、下記を目安にしてください。

| 受講申込手続を行った時期  |    |               |            | 承認通知日         |     |
|---------------|----|---------------|------------|---------------|-----|
| 令和8年9月24日(木)  | から | 令和8年9月27日(日)  | まで に手続きした方 | 令和8年10月1日(木)  | ※変則 |
| 令和8年9月28日(月)  | から | 令和8年10月11日(日) | まで に手続きした方 | 令和8年10月15日(木) |     |
| 令和8年10月12日(月) | から | 令和8年10月25日(日) | まで に手続きした方 | 令和8年10月29日(木) |     |
| 令和8年10月26日(月) | から | 令和8年11月8日(日)  | まで に手続きした方 | 令和8年11月12日(木) |     |
| 令和8年11月9日(月)  | から | 令和8年11月22日(日) | まで に手続きした方 | 令和8年11月26日(木) |     |
| 令和8年11月23日(月) | から | 令和8年12月6日(日)  | まで に手続きした方 | 令和8年12月10日(木) |     |
| 令和8年12月7日(月)  | から | 令和8年12月20日(日) | まで に手続きした方 | 令和8年12月24日(木) |     |
| 令和8年12月21日(月) | から | 令和9年1月3日(日)   | まで に手続きした方 | 令和9年1月8日(金)   | ※変則 |
| 令和9年1月4日(月)   | から | 令和9年1月17日(日)  | まで に手続きした方 | 令和9年1月21日(木)  |     |
| 令和9年1月18日(月)  | から | 令和9年1月31日(日)  | まで に手続きした方 | 令和9年2月4日(木)   |     |
| 令和9年2月1日(月)   | から | 令和9年2月14日(日)  | まで に手続きした方 | 令和9年2月17日(水)  | ※変則 |
| 令和9年2月15日(月)  | から | 令和9年2月28日(日)  | まで に手続きした方 | 令和9年3月4日(木)   |     |

| 修了した時期        |    |               |           | 修了証明書発送予定日(※) |     |
|---------------|----|---------------|-----------|---------------|-----|
| 令和8年10月1日(木)  | から | 令和8年10月4日(日)  | まで に修了した方 | 令和8年10月8日(木)  | ※変則 |
| 令和8年10月5日(月)  | から | 令和8年10月18日(日) | まで に修了した方 | 令和8年10月22日(木) |     |
| 令和8年10月19日(月) | から | 令和8年11月1日(日)  | まで に修了した方 | 令和8年11月5日(木)  |     |
| 令和8年11月2日(月)  | から | 令和8年11月15日(日) | まで に修了した方 | 令和8年11月19日(木) |     |
| 令和8年11月16日(月) | から | 令和8年11月29日(日) | まで に修了した方 | 令和8年12月3日(木)  |     |
| 令和8年11月30日(月) | から | 令和8年12月13日(日) | まで に修了した方 | 令和8年12月17日(木) |     |
| 令和8年12月14日(月) | から | 令和8年12月27日(日) | まで に修了した方 | 令和9年1月7日(木)   |     |
| 令和8年12月28日(月) | から | 令和9年1月10日(日)  | まで に修了した方 | 令和9年1月14日(木)  |     |
| 令和9年1月11日(月)  | から | 令和9年1月24日(日)  | まで に修了した方 | 令和9年1月28日(木)  |     |
| 令和9年1月25日(月)  | から | 令和9年2月7日(日)   | まで に修了した方 | 令和9年2月10日(水)  |     |
| 令和9年2月8日(月)   | から | 令和9年2月21日(日)  | まで に修了した方 | 令和9年2月25日(木)  |     |
| 令和9年2月22日(月)  | から | 令和9年3月7日(日)   | まで に修了した方 | 令和9年3月11日(木)  |     |
| 令和9年3月8日(月)   | から | 令和9年3月12日(金)  | まで に修了した方 | 令和9年3月18日(木)  |     |

※修了証明書発送予定日は、大阪府から郵便窓口に出す日です。普通郵便で送付するため、お手元に届く時期はその翌々日以降となります。

※「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講修了】と表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、委託元市町村とご相談の上、ご対応ください。

## 冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」の冊子版の受取り方法をご案内します。

※テキストの請求は、受講申込手続きの完了後にお願いします。

(テキストは研修受講者分しか用意しておりませんので、受講申込みを確認してからのお渡しとなります。)

## (1)大阪府庁での手渡し

受付時間内に、大阪府高齢介護室介護支援課へ取りにお越しください。事前の連絡は不要です。  
お渡しする際に受講者氏名と介護支援専門員登録番号をお尋ねしますので、控えてきてください。  
受講者1名につき1冊お渡しします。受講者複数名分を代表者が取りに来ても構いません。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

## (2)郵送での取寄せ

ご自身の住所・氏名・電話番号を記載したレターパックライト【青】430 円分を角 2 定形外封筒(切手 140円)に入れて大阪府に送付してください。

※レターパックの郵送方法については、次ページの「返信用レターパック(認定調査員テキスト郵送取寄せ用)の郵送について」を参考にしてください。

※複数名の受講者分をまとめて取り寄せる場合は、受講者名がわかるよう 12 ページの＜受講者情報＞も同封してください。受講者 1～2 名分の取寄せの場合は、レターパックライト【青】で返送できますが、受講者 3～5 名分の取寄せの場合は、レターパックプラス【赤】600 円分が必要です。

※お急ぎの場合は(1)大阪府庁での手渡しをご検討ください。

## 【問い合わせ先/書類等の提出先/認定調査員テキストの受取場所】

大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 利用者支援グループ  
認定調査員研修担当

電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500

受付時間:平日午前9時 30 分から午後5時 30 分まで

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 大阪府庁別館7階

<[大阪府庁別館へのアクセス](#)>

・Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3 番出口から約 400 メートル

・Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A 出口から約 270 メートル

★テキストの受取り、証の写しの提出等で大阪府庁にお越しいただく場合は、  
ご案内の都合上、午後 5 時までにお願いします。

## 返信用レターパック(認定調査員テキスト郵送取寄せ用)の郵送について

＼大阪府から送付した郵便物が戻ってきてしまうケースが多発しています!／

送付希望先の宛名は、建物名、部屋番号まで正確に記載しましょう。

特に、勤務先等の事業所を宛名にする場合は、【会社名、事業所名、部署名】が必要です。

例)大阪府中央区大手前2丁目〇〇—〇〇 △△ビル ☆☆ケアプランセンター

①下記いずれかをご用意いただき、To(お届け先)に申込者の方の住所、氏名、電話番号をご記載ください

| レターパックライト                                                                                                                                    | レターパックプラス                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライト(青)430円:郵便受けに配達します。                                                                                                                       | プラス(赤)600円:対面でお届けし、受領印または署名をいただきます。                                                                                                           |
|  <p>申込者の住所、氏名、電話番号を記入してください。</p> <p>保管用シールは剥がさないでください。</p> |  <p>申込者の住所、氏名、電話番号を記入してください。</p> <p>保管用シールは剥がさないでください。</p> |

②下記のように二つ折りにして封筒に入れ、角2封筒に切手(140 円)を貼付しお送りください。

(2名分以上を郵送で取寄せ希望される場合は、次ページの受講者情報も一緒に封筒に入れてください)



レターパック送信先

(封筒の宛先用に切り取ってお使いいただいても結構です)

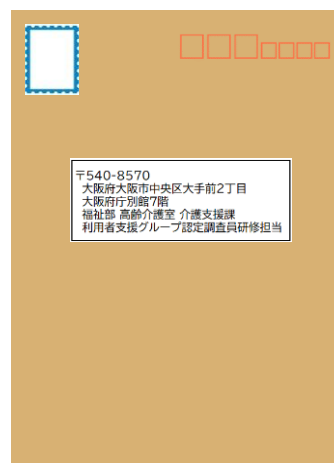
〒540-8570

大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目

大阪府庁別館7階

福祉部 高齢介護室 介護支援課

利用者支援グループ認定調査員研修担当



<受講者情報> ※複数名の受講者分をまとめて取り寄せる場合は同封してください。

1 人目

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

2 人目

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

3 人目

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

4 人目

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

5 人目

|                 |  |
|-----------------|--|
| 受講者氏名           |  |
| 介護支援専門員<br>登録番号 |  |

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」(B5 判)

…厚生労働省が公開する同テキスト及び「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」を印刷したものです。



|                   | KnowledgeDeliver7<br>学習者サイト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Microsoft Windows | Windows 11[64 ビット版]<br>Microsoft Edge Chromium 144[デスクトップ版]<br>Google Chrome 144[デスクトップ版]                                                                                                                                                                                                                                                  |
| macOS             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• macOS v26.2 Tahoe / Safari 26.2 または Google Chrome 144</li> <li>• macOS v15.7 Sequoia / Safari 26.0.1 または Google Chrome 140</li> <li>• macOS v14.3.1 Sonoma / Safari 17.6.1 または Google Chrome 131</li> <li>• macOS v13.5.1 Ventura / Safari 16.6</li> </ul>                                        |
| Android           | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Android 16 / Chrome<br/>検証端末 Pixel 9a(機種型番:G3Y12)</li> <li>• Android 15 / Chrome<br/>検証端末 Pixel 6(機種型番:GR1YH)</li> <li>• Android 14 / Chrome<br/>検証端末 Pixel 8(機種型番:GZPF0)</li> <li>• Android 13 / Chrome<br/>検証端末 Pixel 6a(機種型番:GB17L)</li> </ul>                                                 |
| iOS               | <ul style="list-style-type: none"> <li>• iOS 26.2 / Safari</li> <li>• 検証端末 iPhone 17(機種型番:MG674J/A)</li> <li>• iOS 18.5 / Safari</li> <li>• 検証端末 iPhone 16(機種型番:MYDQ3J/A)</li> <li>• iOS 17.6.1 / Safari</li> <li>• 検証端末 iPhone 16 Pro Max(機種型番:MWHH2J/A)</li> <li>• iOS 16.5 / Safari</li> <li>• 検証端末 iPhone 14(機種型番:MPUQ3J/A)</li> </ul> |
| iPadOS            | <ul style="list-style-type: none"> <li>• iPadOS 26.2 / Safari<br/>検証端末 iPad A16(機種型番:MD3Y4J/A)</li> <li>• iPadOS 18.5 / Safari<br/>検証端末 iPad(第 10 世代)(機種型番:MPQ23J/A)</li> <li>• iPadOS 17 / Safari</li> <li>• iPadOS 16 / Safari</li> </ul>                                                                                                |